

会

議

午前 10 時 0 分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまより議会運営委員会を開催しますので、委員の方は第 1 委員会室へお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午前 10 時 1 分休憩

午前 10 時 11 分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの議会運営委員会は、過日、認第 1 号及び議第 50 号の議案に係る関係書類の正誤の申入れがありましたので、その扱いを協議したものでございます。

正誤として確認がなされましたので御報告いたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第 1 号から認第 10 号までの令和 2 年度下田市各会計歳入歳出決算認定 10 件を一括議題といたします。

これより、決算審査特別委員長、渡邊照志君から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

4 番 渡邊照志君。

〔決算審査特別委員長 渡邊照志君登壇〕

決算審査特別委員長（渡邊照志君） それでは、決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 認第 1 号 令和 2 年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

- 2) 認第2号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。
- 3) 認第3号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 4) 認第4号 令和2年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。
- 5) 認第5号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 6) 認第6号 令和2年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 7) 認第7号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
- 8) 認第8号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 9) 認第9号 令和2年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。
- 10) 認第10号 令和2年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月15日、16日、17日、21日、22日、24日の6日間、議場において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、鈴木企画課長、須田総務課長、日吉財務課長、佐藤税務課長、井上市民保健課長、平井防災安全課長、斎藤福祉事務所長、鈴木環境対策課長、長谷川産業振興課長、佐々木観光交流課長、高野建設課長、糸賀学校教育課長、平川生涯学習課長、土屋上下水道課長、鈴木会計管理者兼出納室長、白井監査委員事務局長、永井議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 認第1号 令和2年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、賛成多数で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 2) 認第2号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 3) 認第3号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

4) 認第4号 令和2年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

5) 認第5号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 令和2年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第9号 令和2年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 令和2年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

引き続きまして、令和2年度各会計の決算審査について。

1. 一般会計における事務事業と決算について。

総務課。

(1) 令和2年度中に新型コロナウイルス感染症対策を進めるため、市民保健課に参事職の配置及びコロナ感染症対策係の新設を行い、ワクチンの接種率80%を目指して、様々な感染予防対策や検査、治療体制の整備が進めてこられた。

(2) 令和3年度より、観光交流課の観光戦略係1係を観光企画係と観光施設係に再編し1課2係体制に改められた。観光立市を支えてきた蓮台寺温泉旅館や柿崎地区のホテル街や民宿業の廃業など観光立市の基盤の崩壊に有効な方策が求められている。

(3) 令和 3 年度より、統合政策課と総務課を企画課と総務課と財務課に 2 課 8 係を 3 課 10 係に再編された。これは、中学校の統合、南伊豆広域ごみ処理計画、新庁舎建設、防災対策など大規模事業が予定されているためである。大規模事業については、市民に理解されるよう計画的な対応が求められる。

(4) 職員について、職員採用は 16 人（一般事務 8 人、社会福祉士 2 人、保育士・幼稚園教諭 5 人、水道労務職 1 人）と再任用職員 2 人の 18 人に対し、退職者 16 人であり、職員数は計 245 人で 2 名増となった。また、令和 2 年度末における会計年度任用職員数は 168 人で、正職員と比べた待遇改善が求められる。

(5) 政策研究会が民間の参加を得て市単独で実施されたことは評価できる。より一層推進されたい。

選挙管理委員会。

(1) 選挙管理委員会は選挙時を含め 9 回開催された。下田高等学校にて、令和 2 年 10 月 1 日に定時制生徒に対する選挙資材貸与による生徒会選挙支援、令和 2 年 11 月 27 日に全日制の 1 年生生徒 180 名に対する選挙出前授業を実施し、将来的な選挙への意識付け、投票への理解を図ることに努められた。

(2) 下田市明るい選挙推進協議会では、コロナ禍の影響により総会を書面決議とし、下田市長選挙における投票啓発も見送った。また、静岡県東部明るい選挙推進協議会主催の各種研修会等は中止し、啓発活動は中学生への選挙啓発用ガイドブック配付などにとどまった。

(3) 下田市長選挙が執行され、立候補者 2 名、投票日令和 2 年 6 月 21 日、投票率 68.65% であった。なお、柿崎財産区議会議員選挙並びに須崎財産区議会議員選挙も執行したが、それぞれ立候補者 12 名（定数 12 名）、投票日令和 3 年 3 月 21 日、いずれも立候補者が定数を超えなかったため、無投票となった。

企画課。

(1) ふるさと応援寄附は、令和 2 年度、基金全体の合計で 9,814 件、2 億 253 万 2,000 円の寄附があった。これに対する返礼品として、伊勢海老、干物等の海産物、ホテル宿泊券等に 7,046 万 2,488 円を支出した。また、寄附額は前年度比 199 万円の減となった。今やふるさと納税は市にとっても貴重な財源となっている。令和 2 年度、西伊豆町の寄附額は約 15 億 8,000 万円である。その方法などを参考にされたい。

(2) 下田市みなとまちゾーン活性化協議会は、第 4 次下田市総合計画において示されている「みなとまちゾーン」の活性化に向けて、中心市街地、道の駅開国下田みなと、まどが

浜海遊公園の魅力向上や連携方策等についての検討をするため、協議会を2回、作業部会を4回開催し、平成30年度に策定した「グランドデザイン」を具体化していくための協議を行い、基本計画の策定及びみなとオアシスの指定を目指すことが決定された。今後みなとオアシスの登録申請とともに、具体的な事業の実施に当たって、関係者と調整を行い、基本計画を策定し事業を進められる。

(3) 新型コロナウイルス感染症に対する地域支援のため、地域の実情に応じて実施する事業の財源として国から交付金5億830万円が交付された。国が支援する取組項目は、「感染拡大の防止」、「雇用の維持と事業の継続」、「経済活動の回復」、「強靱な経済構造の構築」の4項目であり、全48メニューに取り組みされた。その成果として、「感染拡大の防止」では15メニューが実施され、感染症対策や医療体制の確保などに取り組み、4,894万6,000円の交付金が活用された。「雇用の維持と事業の継続」では7メニューが実施され、生活に困窮した世帯や中小企業への経済支援などへ1億4,885万3,000円の交付金が活用された。「経済活動の回復」では15メニューが実施され、観光や地域経済を活性化する取組として1億4,667万円の交付金が活用された。「強靱な経済構造の構築」では11メニューが実施され、リモートなどの公共施設の情報化や教育情報環境の整備に組み、1億6,383万1,000円の交付金が活用された。

財務課。

(1) 議会開催数と予算について、定例会4回、臨時会5回で、合計15件の予算審議がなされ、新型コロナウイルス感染症対策、防災対策や統合のための下田中学校建設に関わるものが主なものであった。

(2) 財政指標はおおむね良好である。実質収支比率(一般会計ベース)は、令和元年度10.0%が令和2年度は12.7%で、適正水準とされている3%から5%を上回っている。実質公債比率(単年度)は6.0%から5.5%に、3か年平均7.0%から6.4%に改善している。過疎対策事業債が事業への充当率が100%、地方交付税措置率が70%で有利であるが、今後の財政運営の面から安易な起債は注意すべきである。

(3) 過年度においても建設業以外の委託契約で明らかに低額な契約事項があったが、議会からの指摘もあり、令和2年度においては改善がみられた。また、令和3年度から、予定価格500万円以上の役務提供、物品購入を制限付き一般競争入札の対象とすること及び建設業における担い手育成の観点から、週休2日制工事の試行が決定された。

税務課。

(1) 市税 6 税目の収入額は28億1,130万1,750円で、前年度比1.8%、5,195万2,390円の減、コロナ禍ではあったが、収納率は95.0%と前年度比0.3ポイント向上した。調定額(現年)は28億2,985万4,668円で、前年度比1.5%、4,274万2,382円の減となった。入湯税が38.0%、法人市民税が10.0%、市たばこ税が9.4%と大きく減少した要因は、緊急事態宣言等による来遊客の減少と考えられる。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、相当な収入の減少(前年の同時期に比しておおむね20%以上の収入の減少)があった場合、徴収を令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限について各期最長1年の徴収が猶予される特例制度について周知を図り、申請80件、7,649万7,000円の徴収猶予が行われた。

(3) 収納環境は、コンビニエンスストア収納業務が平成28年度から開始され、令和2年度の利用件数は2万6,634件であった。また、令和元年10月から電子決済(Pay Pay)による納付が可能となったことから、口座振替とともにコンビニエンスストア納付及び電子決済納付の推進が期待される。

(4) 賀茂地方税債権整理回収協議会による滞納整理については、換価配当額は1,469万291円で前年度比1,421万3,962円の減となった。減少傾向にあった滞納繰越額は、令和2年度においては増加しており、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいと思われる。人口減少や新型コロナウイルス感染症が税収に及ぼす影響は大きく、納税相談などの実施により、引き続き収納率向上に向けた努力が望まれる。

防災安全課。

(1) 防災行政無線(同報系及び移動系)の保守点検及び整備事業として保守点検及びバッテリー交換が実施された。希望者に、戸別受信機7,000台のうち3,111台が貸与された。受信困難地区の改善と戸別受信機の在庫3,889台の設置普及に努められたい。

(2) 防災訓練を令和2年6月7日、相玉区において土砂災害を想定した情報伝達訓練及びハザードマップの確認等による家庭内訓練を行い、住民115人を含む121人で実施された。令和2年6月22日には、下田市民スポーツセンターを会場に新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難者の受入れ、避難所の設営等の避難所運営訓練を職員18人で実施された。令和2年12月6日の地域防災訓練では、45自主防災会主導の突発地震に対応する訓練を行い、住民5,277人を含む5,477人で実施された。

(3) 避難所用感染症対策用品として、非接触型温度計測器45本、マスク6万2,000枚、アルコール手指消毒液1,050リットル、フェースシールド1,100個、泡ハンドソープ220リッ

トル、ペーパータオル250パック、次亜塩素酸水消毒液264リットル、ニトリル手袋2,500枚を事業費458万609円で購入された。そのほか避難所用パーテーション300張、簡易ベッド600台を事業費1,326万6,000円で購入し、災害用トイレ8台を事業費217万9,672円で購入された。

(4) 防災倉庫を白浜小学校に事業費200万5,300円で設置された。中公民館跡地(下田市西中地内)に建設予定である第2分団第2部(河内・立野区)と第4部(中地区)との統合詰所建設工事に係る実施設計業務を616万円で実施された。

(5) 平成28年度に策定した第11次消防施設整備5か年計画に基づき消防車両の更新や消防備品等の充実を図り、消防力の強化に努められた。第3分団第1部(箕作)消防ポンプ自動車の更新(1台1,991万円)、第5分団第3部(須崎)小型動力ポンプ付軽積載車に更新(1台795万3,000円)、消防団ホース(30本93万3,900円)、防火衣(3着16万5,000円)、LED投光器(26台52万4,700円)、IP無線機(携帯型14台192万5,000円)それぞれ設置、配備された。

福祉事務所。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため敬老会が中止となった一方、緊急経済対策として子育て世代への給付金が給付された。子育て世帯臨時特別給付金(国)は、児童手当を受給する世帯に対して、対象児童1人当たり1万円を上乗せし、対象児童1,870人、支給合計額は1,870万円であった。ひとり親世帯臨時特別給付金(国)は、令和2年6月分の児童手当が支給されている世帯及び公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている世帯に支給されたもので、8月と12月の2回支給され、基本給付対象者166世帯、248人に合計額2,152万円が支給された。新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し収入が減少している46世帯に、合計額230万円が支給された。

下田市ひとり親世帯応援給付金(市独自)は、令和3年2月分の児童扶養手当を支給されている世帯を対象に227人分、合計額985万円が支給された。出生応援支援給付事業(市独自)は、特別定額給付金(令和2年4月27日を基準日として実施された)の対象とならない子どもを対象に1人10万円、63人分630万円が養護者に給付された。

(2) 令和2年度の生活保護の相談件数は43件のうち、保護申請件数は28世帯32人、廃止件数は39世帯48人で、被保護者数は298世帯350人となった。令和2年度末の保護率は1.69%で県下23市中第3位であった。

(3) 住居確保給付金は、離職し住居を喪失している人等を対象に3か月を限度として給付する制度で、13世帯、44か月分、153万4,600円が給付された。

(4) 総合福祉会館トイレ改修工事(感染症対策分)は、トイレの洋式化(便器19か所)及び蛇口の自動水洗化(洗面台8か所)を713万4,600円で実施された。

(5) 子育て支援アプリの利用者は前年度の94人から令和2年度は42人に減少している。利用促進が図られないようであれば、今後の事業継続の可否も含め検討すべきである。

市民保健課。

(1) 少子高齢化、核家族化などの社会生活の急激な変化により、行政関係、家庭の諸問題、近隣トラブル、金銭・不動産のトラブルなどで18回の市民相談を開催、24件の相談があった。新型コロナウイルスに関する相談会を電話にて開催し、13件の相談があった。顧問弁護士による市民相談が第2水曜日に延べ10回実施された。

(2) 令和2年度末における個人番号カード交付率は33.8%、対前年度比14.9ポイント増と広報周知により増加となった。また、個人番号カードを用いた住民票・印鑑証明等のコンビニエンスストア交付は650件であった。

(3) ドクターヘリの活用は患者の救命率の向上と後遺症の軽減が発揮できるよう下田市浄化センターコンポスト施設に整備した臨時離着陸場を活用し、令和2年度は78件の実績が確認された。なお、その他発着箇所を含めた下田市全体での利用件数は92件であった。

環境対策課。

(1) 令和2年度のごみ総排出量は、コロナ禍の影響等により8,711トンで対前年度比7.4%減となった。また、1トン当たりの処理経費は5万1,464円で前年度比6.8%増となった。令和2年度は、突発的な故障もあり総額1億111万6,846円で22件の修繕を実施し、令和3年度以降における小規模修繕は、長期包括業務委託の中で実施される。

(2) 令和2年度のリサイクル率は13.82%(速報値)となった。リサイクルに対する市民への啓発を図り、機密書類や雑紙のリサイクル収集に努められた。また、令和2年度より一升瓶やペットボトルキャップの直接売却が実施された。

(3) 令和3年度を期首とする環境基本計画の策定に当たっては、将来を見据えたごみ処理施設の在り方、リサイクルや環境美化に対する意識の向上への施策が求められる。

産業振興課。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大により経済的な影響を受けた事業者などに対し、国や県からの交付金を活用し、感染拡大防止協力金(休業要請・感染予防)給付事業、事業継続支援給付金事業、感染防止対策経営改善事業、中小企業経済変動対策貸付金利子補給金のほか、各種経済対策事業が実施され、総額2億4,316万277円が給付された。

(2) 森林の荒廃等により、市内全域で有害鳥獣による被害が散見されており、令和2年度より捕獲通知システムが本稼働され、79回作動し、イノシシなど22頭が捕獲された。令和2年度は有害鳥獣駆除720頭分に対して報償費397万5,000円が支給された。狩猟免許取得の助成や捕獲後の個体処理等について新たな施策が求められる。

(3) あずさ山の家については、あと数年で建設時からの減価償却期間が終了し、令和6年度に管理条例の見直しも可能となることから、民間の力を活用するなど新たな視点で施設の有効活用が求められる。

(4) 令和2年度の耕作放棄地は38.57ヘクタールで前年度比1.45ヘクタール増えた。耕作放棄地の対策を目的に始めたオリーブのまちづくり事業については、事業の進捗に対する議会からの意見もあり、令和3年度より新たな作物の導入や里山づくり等による耕作放棄地の対策を図るなど一定の方向性が示された。今後は、新たに委嘱された地域おこし協力隊と連携した事業の展開が期待される。

(5) 公有財産の有効活用と関係人口の創出を目的に、官民で包括連携協定を締結し、様々なワーケーション事業が展開された。令和2年度は新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金や過疎債等を活用しハード面の整備が実施されたが、ソフト面及び施設の管理体系については、課題等を検証しさらなる強化が求められる。

観光交流課。

令和2年度は、観光施策的に新型コロナウイルス感染症に振り回された年度であった。令和2年1月に国内初の感染者が確認され、3月から5月に第1波を迎えた。首都圏1都3県を含む計7都府県に緊急事態宣言が発出された中でのゴールデンウィークに市内は閑散を極め、黒船祭もあじさい祭も中止となった。入国制限措置は令和2年3月から徐々に拡大された。7月には政府の観光支援事業G o T oトラベルキャンペーンがスタートするが、感染拡大が止まらぬ東京都の発着は当初除外された。そんなさなかの市内海水浴場の開設にはその是非が問われたが、下田モデルと称し、駅での検温や浜地のソーシャルディスタンス確保のための4メートル四方柵設置など、独自の感染防止対策を実施し、G o T oトラベルキャンペーンの効果もあり、一定の経済効果創出と感染予防の両立をなした。一方で隣県の感染拡大傾向により、監視員の確保が困難となった吉佐美支部では海水浴場を開設中止とし、非常時の安全安心の確保に課題を残した。G o T oトラベルキャンペーンは10月には東京都も追加されたが、11月には第3波が到来し、より広い地域と年齢層に感染拡大したことから12月28日に全国で停止となった。年末年始の連休前のキャンペーン停止に観光関連業者は困惑し

たが、水仙まつりは実施された。正月明けには2度目の緊急事態宣言が発出され、当初の首都圏1都3県から大阪、愛知、福岡など計11都府県まで広がったが、3月下旬までに全て解除された。

(1) 伊豆急下田駅の降車人員は令和2年度20万9,841人で、前年度比53.5%(24万1,027人)の減であった。宿泊客数は58万5,216人で前年度比38.6%(36万8,615人)の減、前々年度比41.7%(41万8,894人)の減となった。外国人観光宿泊客数は904人で前年度比90.4%の減、前々年度比88.6%の大幅減であった。海水浴客数の推移では、令和2年度18万4,800人は、前年度比55.3%の減であった。いずれも新型コロナウイルス感染症拡大による入込み客数への影響は甚大であった。

(2) 観光施設整備として、尾ヶ崎ウイングでは美化に取り組み改善が見られた。新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、観光施設12か所のトイレ23基を洋式化し、安全衛生に努めた。外ヶ岡交流館では、自動ドア5基を設置したほか、1階魚市場側にひさしを設置することで人の動線を分け、屋内の三密を避ける施策を取った。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今後はますます感染予防対策を含む衛生的な観光都市が望まれる。アフターコロナを見据え、選ばれる観光地となるべく、給水設備と足洗い場等がない海水浴場など、最低限の観光インフラの整備が求められる。

(3) ロケーションサービス事業では、125件(前年度84件)の撮影を支援した。ロケツアーリズム協議会を有効活用し、担当職員の専門性を高めた成果であった。今後は、ロケ後の聖地化と誘客につながるような施策が求められる。

建設課。

(1) 地域要望に基づき市道703路線を道路維持工事として17件、3,550万円のほか、修繕工事として42件、735万円を実施、原材料25件、80万円が支給された。準用河川(42本)、普通河川(123本)を河川維持工事として4件、528万円、修繕工事11件、330万円を実施した。排水路維持については、維持工事2件、227万1,000円、修繕工事5件、110万円を実施し、要望に応えられた。

(2) 市で管理している橋梁やトンネルは老朽化が進行しており、業務委託において定期点検が実施されている。ゆのもと橋は、平成29年度から大規模修繕工事として施工され、令和3年度に約2億9,000万円の工事費で完成する予定である。今後は、令和2年度に行った本郷橋大規模修繕工事の測量設計業務委託(1,566万700円)に基づき工事施工を進めるほか、その他の橋についても長寿命化修繕計画に沿って進められる。

(3) 人口減少及び高齢化に伴う地域公共交通の維持を図るため、前年度に引き続き3つの事業に取り組みました。廃止された田牛線については、市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、バス会社へ下田市自主運行バス事業補助金103万8,976円が交付された。また、バス事業者による運行が困難となっている大賀茂線、須崎線については、バス会社へ下田市継続困難バス補助金255万円が交付された。自主運行バス路線として運行していた賀茂逆川線については、平成30年度よりコミュニティバス「いなみん号」が稲梓地区内を運行している。令和2年度の乗車実績は9,003人が利用し、1日当たり37.2人の市民が活用された。高齢化が進む中、市民にとっては必要な交通手段であり、引き続き運行を継続していくことが求められる。

(4) バス、タクシー感染防止対策支援事業として、市内を運行するバス及び市内タクシー会社を対象に、バス1台当たり5万円、タクシー1台当たり2万円を上限として計232万8,000円が支給された。

(5) 屋外空間有効活用検証業務委託297万円、旧下田地区歴史まちづくり共同調査研究業務委託70万円等の各種調査・検証業務委託においては、その必要性も含めた結果の検証と具体的な施策への活用が求められる。

学校教育課。

(1) 幼稚園管理事業として、下田幼稚園5歳児室エアコン取替工事を104万8,300円で行った。昨年に続き、小学校トイレ改修工事(下田・朝日・浜崎・白浜・稲生沢)を計665万1,700円で和式便器(9基)を撤去し洋式便器(9基)を設置した。その内訳は、稲生沢小学校屋内運動場トイレ改修工事148万5,000円、その他小学校トイレ改修工事(下田・白浜・浜崎・朝日)516万6,700円で実施された。

(2) 浜崎小学校屋内運動場改修工事(外壁改修工事)を5,000万円、稲生沢小学校空調設備改修工事が539万円が実施された。

(3) 中学校再編整備事業として、下田中学校グラウンド改修工事を2,000万円で、仮設校舎整備工事を1,370万6,000円で実施された。下田中学校整備工事(建築)は6億2,076万800円、電気設備を1億3,339万9,200円、機械設備を1億602万9,000円の計8億6,018万9,000円で実施された。

(4) 英語検定受験推進事業は、中学校生徒に加え小学生児童にも検定試験の受験料の全額を補助することを決め、受験者269名に対し73万5,400円を交付した。合格者数は2級(高校卒業程度)1名、準2級(高校中級程度)7名、3級(中学卒業程度)55名、4・5級は

163名の合格者であった。

(5) 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した主な事業として、小中学校感染症対策事業(消毒液、フェイスシールド、大型扇風機等の購入)に1,141万6,733円、修学旅行キャンセル料補助金に50万2,400円、給食食材提供者支援事業に397万4,971円、学校情報通信環境整備事業(GIGAスクール構想関係:タブレット端末1,257台、情報通信環境施設整備工事)に1億6,458万1,450円、公共施設感染防止対策(小学校トイレ洋式化)に528万円で実施された。

(6) 学校情報通信環境整備事業として小学校(7校)に充電保管庫設置工事、校内LAN整備工事に計5,307万5,000円、下田中学校に校内LAN、充電保管庫設置工事807万4,000円、稲梓、稲生沢、下田東中学校に充電保管庫、無線アクセスポイントを計297万円で実施された。コロナ禍においても学習機会を確保する観点からタブレット端末の有効活用が求められる。

生涯学習課。

(1) 図書館について令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月13日から5月18日まで休館し、247日開館、2,479冊の図書を購入、4万749冊の図書が貸し出された。安全・安心に利用してもらうため、消毒液、図書除菌機、空気清浄機等の購入及び空調機の設置工事を事業費305万1,960円で実施された。

(2) 下田市民文化会館は令和3年度から5か年の期間で下田市振興公社が指定管理者に指定された。施設は建築から30年以上が経過し、設備全般にわたって老朽化が顕著になり、令和2年度においては、吸収式冷温水機用冷却塔ファンモーター修繕、高圧真空遮断器取替修繕、キュービクル内高圧機器(LBS・VCS)取替修繕を計292万9,520円、トイレ改修工事(感染症対策分)203万5,000円、大小会議室Wi-Fi導入工事(感染症対策分)119万9,000円、大ホール天井改修基本計画策定を225万5,000円で実施された。

(3) 下田市民スポーツセンターは、建築から27年が経過し、設備全般にわたって老朽化が顕著になり、令和2年度においては、第2会議室空調機修繕、火災報知設備受信機取替修繕などで総額194万9,200円、トイレ改修工事(感染症対策分)189万2,000円が実施された。

(4) 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、市民文化会館、市民スポーツセンター、開放事業で使う学校施設(体育館、グラウンド)、公民館を安全・安心に利用するため、消毒、清掃のための消耗品や換気のためのサーキュレーターを計137万8,000円で購入された。

議長（滝内久生君） 報告の途中ですが、ここで休憩したいと思います。11時15分まで休憩します。

午前11時 0分休憩

午前11時15分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、報告をお願いします。

〔決算審査特別委員長 渡邊照志君登壇〕

決算審査特別委員長（渡邊照志君） 引き続きまして、2.特別会計等決算について。

（1）稲梓財産区特別会計決算について。

歳入の主なものは、山葵田用地2,231.94平方メートルや東電柱の土地貸付料88万3,504円と前年度繰越金109万9,826円である。そこで、山葵生産の推進計画や山林の活用計画などの事業展開に関する要望があった。

（2）下田駅前広場整備事業特別会計決算について。

市民の利便性を目的にタクシー乗り場ベンチ設置工事、バス乗り場テント修繕を実施し、公共交通利用者の環境整備が図られた。

駅前広場の整備に対して、新中学校開校により生徒たちの利用の増加が見込まれるため、バスターミナルの改善や分煙を前提とした喫煙所の設置などが提起された。また、現庁舎を含めた駅前周辺の有効活用の検討が提起された。

（3）公共用地取得特別会計決算について。

旧駅前バスターミナル用地（1,651.28平方メートル）は下田市観光協会に貸付けし、駐車場等に長年利用されている。利用者のニーズを把握し、駐車場として安全な管理運営が求められる。土地開発基金、現金3億798万2,714円が利用されていない。

（4）国民健康保険事業特別会計決算について。

国民健康保険税の現年課税分の収納状況は改善の傾向にあり、調定額に対する収納率は93.9%、4億4,724万3,304円、前年度比0.9ポイントの増となった。療養給付費は、前年度比93.4%となっており、1人当たりの医療費は前年度36万7,986円が令和2年度35万5,271円になった。これはコロナウイルス感染症の影響による受診控えによるものと考えられる。医療費通知を年6回、ジェネリック医薬品の差額通知を年2回送付し、医療費の適正化に努められた。

国民健康保険事業基金は、令和2年度に1億5,000万円の取崩しを行ったため、令和2年度末現在高は3億7,485万8,293円となった。

(5) 介護保険特別会計決算について。

第8次高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画の3年目として、介護保険制度の円滑な運営がされた。第9次高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画(令和3年度から令和5年度)が策定された。保険料収納状況(現年度分・滞納繰越分)は、調定額5億3,856万9,060円、収入済額5億2,129万9,680円で収納率は96.5%となった。

要介護・要支援の認定者数は、第1号被保険者が1,459人、第2号被保険者が22人で計1,481人となった。

(6) 後期高齢者医療特別会計決算について。

令和2年度中の資格取得者は282人、資格喪失者は329人となり、年度末での被保険者数は4,709人となった。

現年度分の調定額2億7,659万7,500円に対して、収入済額2億7,621万8,900円で収納率は99.4%、滞納繰越分を含めると98.4%となった。

(7) 集落排水事業特別会計決算について。

平成26年度に策定した機能保全計画に基づき、排水処理施設機能保全整備工事を実施した。同計画に基づく一連の整備事業は令和3年度で完了し、総事業費は1億8,970万円を見込んでいる。

令和6年度に公営企業会計へ移行するに当たり、システム改修等の検討が進められている。公営企業会計に移管後も一般会計からの繰入れが見込まれているが、人口及び世帯数の減少を見据えた運営が求められる。

(8) 水道事業会計決算について。

事業収益は6億659万1,842円で、前年度比2,330万5,706円、3.7%の減、事業費用は5億5,944万3,017円で前年度比578万8,321円、1.0%の減となった。この結果、経常利益及び当年度純利益は4,714万8,825円となった。コロナ禍による世帯収入減の支援策として新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、1万2,725件の基本料を2か月分、計3,172万2,420円が免除された。そのため有収率は79.7%となり、前年度比7.2ポイントの減となった。その財源は一般会計から3,172万2,420円を繰入れとなった。

資本的支出の主なものの中で改良工事費においては、大賀茂地区配水管改良工事を3,891万8,000円、ゆのもと橋改修工事に伴う送配水管移設工事を3,777万8,400円ほか6件及

び委託費等を含め計 1 億8,079万5,923円で実施された。

(9) 下水道事業会計決算について。

下田市下水道事業は、令和元年度から地方公営企業法の一部を適用し、企業会計方式による経理処理へ移行した。移行 2 年目となる令和 2 年度の事業収益は 8 億8,624万4,070円、事業費用は 6 億9,863万6,277円となった。この結果、経常利益が 1 億8,724万3,784円、当年度純利益が 1 億8,760万7,793円となった。

令和 2 年度は、収益的収入で 5 億784万8,000円、資本的収入で4,715万2,000円の計 5 億5,500万円を一般会計から繰り入れた。

令和 2 年度中の新規接続戸数は21戸であり、計画区域内人口に対する普及率は80.7%、接続率は71.8%となった。汚水処理の有収率は前年度比6.7ポイント増の75.7%であった。今後も施設の修繕と事業所等の接続を推進するなど、接続率の向上を図ることで水質環境の保全に努められたい。

管渠整備事業では7,013万2,700円の工事費をもって管渠整備を実施し、計画面積319.30ヘクタールに対する整備率は、前年度比0.5ポイント増の90.4%となり、供用開始面積は288.50ヘクタールとなった。

3 . まとめ。

(1) 新型コロナウイルス感染拡大によって子どもから大人、個人事業者から大規模事業者等、あらゆる人と業種に影響が出ている。市は市民生活と事業を守るため、今後も迅速な対応と継続的な支援と施策が求められる。

新型コロナウイルス感染症に関する下田市の記録の作成を求める。

令和 2 年度に実施された下田中学校整備工事において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、一部不十分なトイレ設備を確認したため、改善を求める。

(2) 少子高齢化が加速する中でも、市民の生きがいづくりと健康増進、子どもたちの学習機会と部活動の充実など、文化芸術の振興に努めるべきである。統合中学校では休日の地域部活動への移行が推進されるため、下田市体育協会等 N P O 法人や下田市振興公社などの連携と併せ、各種団体への経済的な支援が求められる。

(3) 観光立市下田には環境に十分配慮した持続可能な循環型社会の推進が求められている。現在、将来のごみ処理施設について検討が進められているが、直面する課題として、市に粗大ごみの処理施設がなく、自前で処理できていない現状がある。近年の災害への対応や今後の費用対効果について、今後の検討が求められる。

以上、適正な執行を要望するものである。

終わります。

議長（滝内久生君） 決算審査特別委員長は自席へお戻りください。

次に、認第1号については、沢登英信君から、会議規則第105条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） お手元の資料に基づき、少数意見の報告をさせていただきます。

令和3年9月24日。

下田市議会議長 滝内久生様。

決算審査特別委員 提出者 沢登英信。

賛成者 佐々木清和。

少数意見報告書。

令和3年9月24日の決算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第105条第2項の規定により報告をいたします。

議案番号は、認第1号 令和2年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

この決算認定について、不認定とすべきという立場から報告をさせていただくものでございます。

意見要旨の第1は、下田市農村体験宿泊施設条例に基づき、あずさ山の家の開設を求めるとのことでございます。下田市農村体験宿泊施設条例に違反をした休館という運営がされているからであります。あずさ山の家は平成4年4月に開設され、収容人員53名、12部屋からなる宿泊施設であり、食堂、野外炊飯棟や農機具資料館、工作館の施設で構成をされております。そして、地域活性化を図る施設であります。平成30年度には2万9,813人が施設利用をし、宿泊者は4,666人で、計3万4,479人の利用者がありました。その後、今日まで指定管理者がないということで休館にしているわけであります。指定管理者がいなければ、直営でやらなければならないことは当局の責任であります。休館中でも令和元年度の管理費は170万9,110円、令和2年度の管理費は167万825円がかかっているわけであります。地域住民へのサービスを切り捨てている条例違反との反省を当局に求め、開設を求めるものでございます。

次に、(2)のオリーブのまちづくり事業を総括し、見直しを求めることですが、オリーブのまちづくり事業は、耕作放棄地の活用を図り、まちづくりを進めてきたわけであり、平成29年度に整備した市内3か所の試験農園を1名の地域おこし協力隊員を配置し、管理してまいりました。また、オリーブ栽培普及技術支援業務を日本オリーブ協会に、平成29年度は213万8,000円、30年度は314万3,000円、そして令和元年度は218万円余、この3年間で746万1,000円で委託をしてまいっております。平成29年度にはオリーブの苗105本を植え、市民への配布は113名、490本、平成30年度には54名、250本、令和元年度には16名、90本の苗を配布をしているわけであり、合計183人、830本を配布しております。そして、予算上は、平成29年度は1,200万円、30年度は8,850万578円、そして元年度は656万738円あります。令和2年度は418万2,537円、合計この4年間で3,159万3,863円を支出してまいっております。令和2年度の主な成果では、オリーブのまちづくり事業を見直し、事業を縮小するとともに、11月から新たな地域おこし協力隊員1名を委嘱し、オリーブの試験栽培と併せ、その他の新規作物の導入や里山づくりなど、広い活動を通じて地域の様々な可能性について提言を求めることにした、こう記載されておりますが、まさに意味不明というまとめではないでしょうか。地域と協力隊員がこの3年間、あるいは4年間、人生をかけてやってきたと言えるようなこの事業に対して、このような総括で果たしていいのか、まさに無責任だと、このような事態がなぜ引き起こされ、今日に至っているのか、これをどう改善していったらいいのか、こういうことを明確に示そうとしない、このまとめは、まさに無責任であると言わざるを得ないと思うわけであり、

3点目としまして、ワーケーション誘致推進事業は、旧樋村医院の施設を三菱地所と包括連携協定を令和2年11月に締結しております。この契約はその実施が妥当性を欠くものではないかと思うわけであり、令和2年度、旧樋村医院ワーケーション拠点施設整備事業は、1億5,653万5,500円で実施されております。その内訳は、国庫補助が5,826万5,350円、過疎債が9,090万円、一般財源が737万150円となっているわけであり、1億5,000万円のうちの国庫補助は6,000万円に足りないような金額であります。まさに3分の1しか国庫補助がないと、こういう状態の中で、ワーケーション事業の包括連携協定を締結し、令和3年1月6日には行政財産の賃貸借契約を結んでいるわけであり、連携協定を結べば、賃貸借契約は入札する必要がないんだと、公平さを欠く特定な関係にあるんだと、こういう解釈で進めてまいっているのではないのでしょうか。事業の包括連携協定がどういうものか、きっちりと議論をし、その内容を当議会として理解をし、定めていく必要が私はあると思うわけであ

ります。

旧樋村医院ワーケーション拠点施設は、1億5,653万円余りを投じ、鉄筋コンクリート3階建て、275.78平米、宅地は510平米を貸し付ける。月額4万6,420円、消費税分を含むとしているわけであります。年額55万7,040円では、まさに市内アパート等の家賃にも及ばない低廉な低額な価格であります。しかも、下田市施設利用枠確保のために、単価5万円掛ける8日、40万円だと。この施設の1部屋の貸付料は1日10万円であります。どういう訳で単価が5万円なのか。そして、借りるか借りないか分からないこの8日間を、借りるんだと想定をして40万円と計算をする。そして、三菱地所ポータルサイト掲載料20万円、計60万円の値引きは、まさにどう考えても妥当性を欠くものであります。このような料金を算定しているようでは、市民の理解を得れないことは皆さん、明らかではないでしょうか。また、包括連携協定では、下田市がこれからこのワーケーションで何をどのようにして、三菱地所が具体的に何を達成するのか明確にされておりません。誰のための事業なのか、公共事業としての適格性が問われると思いますし、説明責任が生じてまいると思うわけであります。

次に、4点目としまして、株式会社LIFULLとの随意契約も問題でございます。株式会社LIFULLにおきましても、まず包括連携協定を結んでいるわけであります。そして、随意契約は令和2年度5件あり、合計1,200万円にもなるにもかかわらず、一件一件の契約額は200万円程度から320万円ほどとなって、随契で進められてまいっているわけであります。どうして公平性を目指す入札や等々を、1,200万円からの総額になれば、きちりした契約と内容を定めていく必要があるのではないのでしょうか。

例えばワーケーションポータルサイト製作業務委託300万円がどのような理由で必要で、何を目標としているのでしょうか。ワーケーションのパンフレット製作業務委託200万円は、紙媒体500部、パンフレット500部です。そして電子データ、DVD-ROMを作ったということではありますが、200万円を500部で割りますと、1部4,000円のパンフレットと、単純にそう言うのは語弊があるかとは思いますが、このパンフレットが果たしてどのような役割を果たし、必要なのか、不明でございます。

また、下田市地域課題調査業務委託契約320万円では、次のようにまとめられているわけであります。インキュベーションキャンプの実施を通じ、5つのプロジェクトが立ち上がり、大きな成果を生んだ。特にしもズブ社の誕生は、下田におけるワーケーションの取組の象徴的な事例となる成果と考える。次年度以降の継続発展が望まれる。フリーランスを対象にした長期滞在型養成講座においては、スキルアップ講座として多くの参加者に満足いただくこ

とができた。同時に下田のファンになっていただくことも一定以上成功したものとする。今後、実際にリピーターとなってくれるかどうか、引き続き成果を見極めつつ、次回開催について検討されたい。なお、インキュベーションキャンプの第2回及びフリーランスを対象とした長期滞在型養成講座は、当初計画においては20日間の開催スケジュールを予定していたが、コロナ感染症への配慮やユーザーからの意見聴取を通じて、今回実施の日程がふさわしいと判断し、計画を変更して開催をした、こうまとめているわけであります。この内容を理解し、市民にどのように伝えることが皆さん、おできになるでしょうか。聞きたいと思うわけであります。

かつてJTBの言い分を取り上げまして、当時の樋口課長だったかと思いますが、発言の中で、1泊2日の家族旅行では16万円程度であると、しかし5泊6日の旅行でワーケーションやったださるということになれば、65万円程度の宿泊料となると。観光地下田にとってお客さんを呼ぶ、そしてそのような方々が下田で起業をしてくれる、事業を起こして下さる、過疎対策にもなるんだと、こう言っていたわけであります。そうであれば、各年次ごとにどのようにその目標を達成をしていくのか、きっちりした計画を三菱地所や事業者、LIFULLに求めると、こういうことが行政として当然必要ではないでしょうか。そのような詰めが全くなされていない。

さらに一般論として考えましても、このワーケーション事業は時代の流れに必ずしも沿っているものではないと私は考えるものであります。土曜日まで働いていた一時期がありました。今日、週休2日制、そして48時間から45時間、あるいは40時間と、勤務時間を38時間にしようと、欧米、フランス等を取り上げますと、1か月のバカンスがある。5日間も下田に来て、遊びながら仕事をするというような方向ではなく、きっちりと労働時間を短縮していく、そして働く人たちの賃金を引き上げることによって、観光地に来ることができるように、そういう社会をつくる必要があるかと思うわけであります。手段としてのワーケーションやリモートを否定するものではございませんが、これが事業として下田市が実施するようなものなのかどうなのか、改めて反省をする必要が私はあると考えます。

次に、荒増区16世帯から行政区の在り方の見直しを求めるものであります。この点の検討が令和2年度も残念ながら全くされておりません。相玉区の意見の違いから分区したとして、荒増区が16世帯で下田市が区としてこれを認めたことは、まさに逆差別を是認したことにならないのでしょうか。少なくとも行政協力業務委託料、岩下区は69組、614世帯の区長へのこの均等割、区の均等割は8万円であります。そして、この荒増区、1区、16世帯の区長も

8万円であります。公平さの観点から見直すべきでありますし、行政と行政区のコミュニティーづくりの関係をより一層、親密にしていく、こういう観点からの取組が必要であろうと思いますが、残念ながら令和2年度において、このような観点からの取組がなされたとは残念ながら理解できません。

次に、民間委託の見直しを求める。また、現業職員を雇用するように求めるものであります。民間でできることは民間でということで、上下水道事業、あるいは学校給食、焼却場、いわゆる現業部門の職員を次々と切り捨ててまいっております。公務労働者として市民と接する職員がいなくなっているわけでありまして。これは市民のためのまちづくりを進める人材が切り捨てている、いなくなっているということを皆さん、意味をしてるのではないのでしょうか。

例えば、下田市の焼却炉の焼却棟に関する修繕費を、その経過を取り上げてみますと、平成29年度6件、3,243万5,640円であります。その主なる内容は、排ガス用のコンプレッサー342万360円、あるいは、ごみクレーンの点検整備734万円等でございます。そして皆さん、平成30年度は5件の修繕費で2,700万円であります。この29、30は焼却炉の管理は市の職員が対応をまいっております。令和元年度の一部からこれが三機工業に委託をされることになりました。2,700万円のこの修繕料は、令和元年度12件、8,988万8,115円になっております。そして、令和2年度は9件の修繕であります。9,730万6,000円となっております。2号炉のガス冷却室の上部修繕等を3,685万円でしたとなっているわけでありまして。この数字は何を意味しているのか。こう問わなければならないと思うわけでありまして。まさに炉を自らの炉として慈しみ、管理してきた市の職員から、仕事として行う三機の管理者に引き継がれ、2,700万円が9,700万円もの増額になってまいっていると、こう皆さん、言えるのではないかと私は思うわけでありまして。まさに修理を点検、管理する人材が、職員がいなくなり、業者任せになっている結果がここに一例として提示することができる、こう言えると思うわけでありまして。

学校給食も下水道も上水道もそれぞれ委託をして、そのときは委託をするときは、委託すれば安くなるんだと、こう言ってまいりました。委託した結果、その後、直営でやるのとどうなっているのかという点検や調査が全くなされていないと。こういう行政運営がいつまでも続けられてはいけないということは明らかではないのでしょうか。

次に7点目としまして、南伊豆地域広域ごみ処理（焼却炉建設）事業の見直しを求めます。南伊豆地域広域ごみ処理事業については、広域ごみ処理検討用資料、一般財団法人日本環境

衛生センターに委託し、コンポスト方式ではなく焼却方式によることを決定しているわけですが、これも担当者と首長の協議の下で決定がされ、地域住民との説明が全くされな
いままに方向づけが決定されている、こう言わざるを得ないと思うわけでありま
す。ごみ処理とはまさに単なるごみの処分ではなく、今日、ごみの資源化を図る、まちづくりの中心
的な課題の1つであります。そうだとすれば、住民との協力や住民に十分に説明をする、こ
ういうなくして方針や方向を決定してはいけないことは明らかではないかと思うわけであり
ます。ごみは資源である、循環社会を建設していこうと思えば、住民の理解が重要でありま
す。住民に顔を向けていない姿勢は改めていただかなければならないと思います。

しかも1市3町のごみ処理場を下田市に造るということであれば、なおさら市民に丁寧、
親切、説明が求められていることは明らかであると思いますし、下田市だけの説明でとど
まらない、1市3町、3町のそれぞれにおける説明会も当然求められてまいらると思うわけ
であります。循環型社会を建設しようという、CO₂を削減をしよう、地球の温暖化を何と
か食い止めようと、こういう課題が目の前にあるにもかかわらず、ごみを資源化せず、燃や
してしまおうという計画は立ち止まって見直していただかなければならないことは明らかで
あると思います。

以上の点から、認第1号 令和2年度下田市一般会計歳入歳出決算は不認定とすべきもの
であると思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 沢登英信君は自席へお戻りください。

決算認定に係る報告は終わりました。ここで午後1時まで休憩します。

午前 11時 54分休憩

午後 1時 0分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより報告に対する質疑を行います。

決算審査特別委員長、登壇願います。

それでは、決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はございますか。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 決算審査特別委員会委員長、御報告ありがとうございました。

その中で、何点か絞ってちょっとお尋ねいたします。

まず、産業絡みで、主要な施策の成果の230ページにございまして、1点目が、先ほど沢登議員からも1点指摘がございましたけども、地域おこし協力隊専任1名によるオリーブ事業について、これが果たして、この方は新人で、農業経験なしというところから始まっているわけです。当初は草取りからやろうよという部分で、お勉強、大分苦労なさってるんだろうと思うんですが、ここ1年間で一定の方向性、あるいはオリーブに対する現況の報告、成果等はございましたでしょうか。それから、それによってオリーブを今後どうするかという問題とも実は絡んでくると思いますが、これ、期限がございましてから、この方は、今後期限が切れた時点でどうなさるのかという部分も一定の心配はあるわけです。同時にオリーブはどうなるのかという部分が見通していきたいもんですから、その辺の活動の内容については報告があったのかないのか、その辺をお知らせください。

さらにこの方は、オリーブに限らず、新たな地域の1次産業、農産物を発見する、育成するという役回りもしているという報告は受けてるんですが、その辺はいかがなんでしょうか、進展しているのか否かというところをお尋ねいたします。

それから、232ページ、この産業関連、有害鳥獣関係の報告が今年もございました。例年とそんなに変わってない駆除がなされていると思いますが、前年度も決算委員会のほうで指摘させていただきましたが、下田市における鳥獣被害の被害額の算定が明示されていない。今回も明示されておりません。どれくらいの農作物が被害にあるのか、家庭菜園で止まっているのか、市場に出荷されるレベルの金額なのか、農協との関係がどうなのか、それが100万円なのか200万円なのか分からない中で、鳥獣対策だけ経費が計上されてると。これ、少し経営上、全く論がないと。やはり被害が1,000万円あるから、これくらいかけてもやっぱりやっていきましょうというのが普通の筋だろうと思うんですよね。その被害額が認定をされてない、表示されてないということ。昨年度は47万円程度の被害額の報告がありました。その中で、例えば南伊豆、松崎町等、農業地域の被害額の提出が1,000万円から2,000万円でした。下田市は47万円。極端な桁違いの数しか出してないわけですね。それでいて鳥獣駆除の量というのは、経費も頭数もほぼ同じレベルの報告がございました。その辺のちょっと不明瞭な部分があるもんですから、まずその辺、どれくらいの被害が現状にあるのか、減ってるのか、横ばいなのか、お尋ねいたします。

それから247ページ、これも産業絡みですが、先ほどもワーケーションの件についてございましたけども、この事業実績表を見ますと、一番最後、事業費の合計が1億5,600万円、ほぼ予算と同じです、100万円ぐらいは多くなってるんでしょうかね。私ども議会のほうで

は、説明を予算の段階で受けた数字が1億5,500万円だったと思います。さらにその内訳は、私ども、それを見て賛否を取ったんですが、自己財源が2,500万円、国庫補助が1億3,000万円、合計1億5,500万円という予算づけで、私どもは真意を問われました、私も賛成しとるんですけども。これならば何か万が一があっても、あそこは記念碑があり、御番所の跡であり、使い勝手はいずれ何とかなるだろうという思いで賛成したわけなんですけども、これを見ますと、過疎債が9,000万円、一般財源が730万円と全く違う数字がいきなり出てきとるんですけども、これはどういうことなのか、説明をいただきたいと思います。

それからもう一点、310ページの教育関係絡みの中で、英語関係に対する力づけをやっていこうというところで予算づけもなされております。A L T等の配備もだんだんなされてきました。その結果の1つとして、検証として、英検のテストという部分の表示が今回ございますけども、説明にありますと、小学校外国語指導助手及び中学校A L Tを配置しという2種類の人材配置になっておりますが、これ、指導助手というのは、国内の日本人なのか、英語の先生なのか、その辺、ちょっとお尋ねしたいと思います。それから週1回レベルのA L Tの参加なのか、その都度、必ず年間通して参加していくのかという部分を確認させてください。

よって、それらの結果が1つの腕試しとして英検というのをやりましょうということで補助金を出してるわけですね。今回見ますと、これ中学生で2級を受けてる子がいるんですね、2級というと高校3年レベルなんですけども、一般的には、1人合格なさってるんですよ。準2級も相当難しいと思います。私も英語をちょっと絡んだ仕事をやってまして、英検の受験校やっておりましたから、この辺は承知しております。準2級といえども、高校生でもなかなか取りにくいレベルだと思います。これが中学生でこれだけ受かってるということは、成果が出てるのかなという評価をしていきたいと思うんですけども。この辺の流れが1年だけではちょっと分からないものですから、前後の絡みと併せて御説明いただけませんか。

以上です。

議長（滝内久生君） 暫時休憩します。

午後 1時 9分休憩

午後 1時11分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

委員長、答弁をお願いします。

〔決算審査特別委員長 渡邊照志君登壇〕

決算審査特別委員長（渡邊照志君） 質問が4点ほどありましたが、一番初めのオリーブに関しては、3年度からもう事業として外してあります。ただ、これからほかのものをやったらどうかというような意見は多少ありました。あとは特別はございませんでした。

それで鳥獣の関係に関しては、2番目の、わなの話の関係が少しありまして、どのくらいの年間、例えばイノシシが何頭だとか、鹿が何頭だとか、猿が何頭だとか、その辺の数字は出ましたけど、それ以外の形のものは出ませんでした。

それで3番目のワーケーションについては、樋村邸で約1億5,600万円の費用がかかっていると。それに対して、年々の維持費が約1,000万円ぐらいかかるのではないかと。その1,000万円を市で負担するのはいかがかというような意見がございまして、当局の返事ですと、旧樋村医院の整備にかかった費用は約1億5,600万円ですが、2分の1は国庫補助金、9,000万円が過疎債、市単費が730万円余りとなります。年間、約1,000万円の償還金となるが、70%が交付税措置される。施設の維持費については、光熱水費などの市の予算が83万円、使用料案分により、三菱地所からの光熱費が入ってくるので、大きな支出はないという回答を得ました。これで3番、ワーケーションに関しては以上です。

それで、英検の関係なんですけど、ALTは日本人か何かという形なんですけど、そこに関しては質疑もありませんでした。

以上です。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 委員会、やっぱり時間の中でやってるから、全てあれもこれもとはいかないのは私も重々承知しておりますけど、及ばないのはそれはそれで分かりました。ありがとうございます。

その中で、ただ、有害鳥獣の関係のデータは、来年度もありますから、もう少し分かりやすく、それなら経費使ってやっていくほうがいいよねという部分のデータ、もう少し出していただくと助かると思います。これが耕作放棄地につながっていきますんで、ぜひお願いいたします。

あとは結構です。ありがとうございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。決算審査特別委員長は自席にお戻りください。

沢登英信君、登壇願います。

次に、認第1号に対する少数意見の報告に対し、質疑を許します。質疑はございますか。

〔「議長、6番」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 6番議員に申し上げますけれども、少数意見の報告に対する賛成者となっておりますが、提出者にここで質疑というのはなしというか、道理に合っていないと思いますが、それでも質疑されますか。

〔発言する者あり〕

議長（滝内久生君） 賛成者でありますので、十分、中身のことは理解して賛成者となってるというふうに思いますが、それでも質疑をされるということでしょうか。

〔「反対の議論が出てないから」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 議論ではありません。質疑です。

〔「次の討論のところで、佐々木さんお願いします」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって認第1号についての少数意見に対する質疑を終わります。沢登英信君は自席にお戻りください。

これより議案について討論、採決を行います。

認第1号 令和2年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 議長御指名により、反対の立場、賛成のところもあるんですけども。

まず、この会で気になったことがあります。これは沢登議員にも大変失礼だと思うんですが、当局の皆さんで、沢登議員が質問してるときに、薄ら笑いをしてる人がいますね、大変失礼です。議員の中でも横を向いて、足を組んで、これも失礼です。もっと真剣にやってください。これ、市長、どう思いますか、議会が軽視されてることになります。

それで、まず、あずさ山の家、長い間、保留、保留で税金が垂れ流しになっております。

有効活用は賛成ですが、私は委員会の中で、もう即、売却も含めて決断を下すべきだということで意見をさせていただきました。こういう意味では、一部賛成、一部反対ということになりますけども、あずさ山の家は早急に結論を出さなくてはいけないと思っております。

それから、オリーブ、ワーケーション、それからLIFULL問題、ごみ処理の問題、議員の皆さんは本当にこれでいいと思っておりますか、心の中では。議員の矜持として考えてください。市民からお預かりしてる税金です。安易に決めることはできないと思います。そういう意味で、私は皆さんの考え方がどうなのかというのは分かりませんので、もう少し考えていただければということで意見を述べさせていただきます。

これは、この案件が監査委員会を何のクレームをつかずに通ったこと自身もおかしいと思っております。

それから、こういう案を出された市長及び当局の皆さんの責任も出てくると思います。市民からお預かりしてる税金ですから、それをいかに有効に使っていくかということが、議員並びに市当局の責務だと思っております。そういう点からしても、この4件についてはもっと真剣に話し合っていかなければいけないと思います。反対の議員、賛成の議員、それぞれこの場で堂々と主張していただきたいと思います。陰でいろいろ言ったり、どうこうというのは、人間の本来の在り方ではないと思います。

したがって、私、この件についてはもう少し真剣に煮詰め直すということが大事だと思っております。これを市民がどういうふうに判断するかは市民の判断ですから、議員一人一人の皆さんの意見を出していただく、見えないところでいろんな陰口をたたくでなくて、正規な意見として出していただきたい。市民の税金を有効に使うということで。

したがって、賛成、それから反対、両方の意見として受け止めていただきたいと思うんですが、要するに市民はおかしいと思っておりますから、これがおかしくないと思うのであれば、この場で私に反論していただいても結構でございます。自分の思いを陰口でなく、堂々と主張していただきたいと思います。

それから、市民の方というのは、年収お幾らぐらいで生活してるか御存じないでしょうけども、毎日の生活、大変な思いして生活してます。爪に灯をともしような大変な生活をしてるんです。あしたの生活がどうなるかという方もいるんですね。そうした中で、何か訳の分からない予算が通っていく、それに反論するまともな議員もいないという、これはちょっと異常だと思います。市民の立場に立った物の考え方を求めたいと思います。

一部については賛成、それから無駄なところはどんどんやっていくということで、反対の

意見ということで、あとは皆さんの判断にお任せしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

3番（鈴木 孝君） 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

令和2年度一般会計の予算に対して、適正に事業が行われたと認められるため、認第1号令和2年度下田市一般会計歳入歳出決算については賛成をいたします。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 鈴木 孝議員の賛成討論で、適正に行われていたので賛成であると、こういう御発言でございますが、適正に行われていないので反対であると、この点は訂正をしていただきたいと、このように議会は結論を出すべきではないでしょうか。

農村体験施設の条例があるにもかかわらず、市民にそういう休館にしないでサービスをするというを当局は条例をもって約束をしてるにもかかわらず、それを放置している、これが適正に行われている、こういう判断が鈴木さん、どこから出てくるのかと、私はこう思うわけであります。

そして、三菱地所との契約、月額4万6,420円だと、この契約の中で、固定資産の評価に基づいて110万円ぐらいの使用料になると。そのうちポータルサイトの掲載に20万円だと、あるいは、市がこの施設を使うかもしれないので、5万円掛ける8回、40万円減額するんだと、これはまさに地方自治法が定めている会計原則に根本的に違反をしている、こう指摘をしたいと思うわけであります。行ってこいの会計をやってはいけないと、これが地方自治法が定めているところであります。借地料からポータルサイトの料金20万円を引くだとか、あるいは使うかもしれないから40万円を引くんだとか、こういうことをやってはいけないということが地方自治法の会計原則なんです。ポータルサイトが必要であれば、それは予算化をして、借地料から引くのではなく、きちりと予算要求をして議会を通す、こういうことが必要であります。地方自治法が定めている会計原則に照らしても、当局の執行は違法である、こう言えようかと思うわけであります。

荒増区の体制についても同様であります。こういうことから見て、これが適正に執行されたというような結論を議会として決定することは、私はもう一度、皆さんがしっかりと考え直していただきたいと、こういう観点から討論に参加し、反対をするものであります。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 認第1号 令和2年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を申し上げさせていただきます。

まず、少数意見報告書、また反対討論の議員の皆様の見解等をお伺いすると、決算審査と予算審査が一緒になってるのではないかという意見の内容が私には感じられました。

また、オリーブのまちづくり推進事業につきましては、これまでの議会からの意見を執行機関で勘案し、令和3年度予算、また施政方針において、これまでの総括と事業の方向性が示されております。そうした方向性が示されている中、このような再度総括し、見直しを求めるといった意見は間違ってるのではないかと私は考えております。

また、行政財産の目的外使用及び貸付け等に対しましては疑問が残る点がございしますが、今後、太陽光発電設備の屋根貸し事業、ネーミングライツ、屋内広告等への行政財産の貸付け等の対応に合わせて見直しすることを期待し、私はこの下田市一般会計歳入歳出決算認定についておおむね適正と判断し、賛成の立場で意見を申し上げさせていただきます。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、認第1号 令和2年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論

に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第2号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第3号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 令和2年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第4号 令和2年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第5号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 令和2年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第6号 令和2年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを

討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第7号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第8号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 令和2年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第9号 令和2年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 令和2年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第10号 令和2年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定しました。

以上で、認第1号から認第10号までの令和2年度下田市各会計歳入歳出決算認定については全部終了いたしました。

次は、日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました、議第43号 下田市過疎地域持続的発展計画について、議第44号 下田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の制定について、議第45号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第47号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第49号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第50号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第51号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第52号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上

12件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から、所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、江田邦明君の報告を求めます。

1番 江田邦明君。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

産業厚生委員長（江田邦明君） 産業厚生委員会審査報告になります。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告をいたします。

1. 議案の名称。

1) 議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第8号）（本委員会付託事項）。

2) 議第48号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

3) 議第49号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

4) 議第50号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

5) 議第51号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

6) 議第52号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

7) 議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

8) 議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

9月27日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井上市民保健課長、鈴木環境対策課長、長谷川産業振興課長、佐々木観光交流課長、高野建設課長、土屋上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりでございます。

3. 決定及びその理由。

1) 議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第8号）（本委員会付託事項）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めたため。

2) 議第48号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めたため。

3) 議第49号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めたため。

4) 議第50号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めたため。

5) 議第51号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めたため。

6) 議第52号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めたため。

7) 議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めたため。

8) 議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めたため。

以上、産業厚生委員会審査報告となります。

議長(滝内久生君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(滝内久生君) 質疑はないものと認めます。

これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、中村 敦君の報告を求めます。

2番 中村 敦君。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

総務文教委員長(中村 敦君) 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議第43号 下田市過疎地域持続的発展計画について。

2) 議第44号 下田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の制定について。

3) 議第45号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算(第8号)(本委員会付託事項)。

5) 議第47号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

6) 議第49号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

7) 議第50号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

8) 議第51号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

9) 議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

10) 議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

2. 審査の経過。

9月27日、28日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木企画課長、須田総務課長、日吉財務課長、佐藤税務課長、平井防災安全課長、斎藤福祉事務所長、平川生涯学習課長、鈴木会計管理者兼出納室長、白井監査委員事務局長、永井議会事務局長、糸賀学校教育課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第43号 下田市過疎地域持続的発展計画について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、適正な計画であると認めた。

2) 議第44号 下田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

3) 議第45号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

4) 議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算(第8号)(本委員会付託事項)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

5) 議第47号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

6) 議第49号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

7) 議第50号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

8) 議第51号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

9) 議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

10) 議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上です。

議長(滝内久生君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） まず、議第43号 下田市過疎地域持続的発展計画についてをお尋ねいたします。

一般質問の中で、この下田市過疎地域持続的発展計画は、まさに過疎地域を持続発展させるための計画なのかと、あるいは過疎地域から脱却するための計画なのかと、こういう議論があったかと思うわけであります。そして、当局の答弁の中では、第5次の総合計画、あるいは戦略方針の中で、これは過疎債を借りるために、全て網羅してないとなかなかそごが出て、過疎債の運用上問題が出てくると。したがって、全般にわたって網羅させてるものであれば、このような答弁もあったかと思いますが、当委員会ではこの計画の性格をどのように審議し、どのように理解をしたのか、まずもってお尋ねをしたいと思ひます。

そうしますと、過疎地域を持続的に発展させていく施策や課題はどこにどう記されているのか。

2点目としまして、過疎地域から脱却するための政策提言というのは、この中のどこの部分なのか、そういう部分があるのかなのか、こういうことが議論の対象になってこようかと思ひますが、そういう議論展開がされたかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

3点目としまして、私はこの計画の52ページ、特に再生可能エネルギーの利用の推進と、このことは大変重要な課題であると思ひます。事業主体が下田市と民間で、再生可能エネルギーの推進事業を行うと、こういう方向づけを52ページでしているわけであります。下田におきます、この再生可能エネルギーのポテンシャルといひますが、容量は大変大きなものがあるかと思ひますので、脱炭素社会に向けて、このような事業展開をしていくことは大切だと思ひますが、この点についてどのような議論が深められたのか、そうでなかったのか、重ねてお尋ねをしたいと思ひます。

それから、議第45号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは下田市河内湯ヶ田45の2、46の1、46の2、あるいは47番地、54、56、57、58の2、主要な成果の41ページにどこがその地積かということが記載がされているわけであります。ここに建てることを5年間延長すると、こういう内容になっていようかと思ひます。本年の12月までには延長しないと、この条例が失効してしまうと、5年間がたってしまうと、こういう内容だろうと思ひます。しかし、今、議論されている内容は、稲生沢中学校が廃校になった後、ここは河内の101番地であろうかと思ひます。そして、当初の建設予定地の約3倍からの、1,500坪だとすると4,000坪ぐらいの3倍からの面積をこの中学校は持っていようか

と思います。しかし現在におきましては中学校用地でありますので、当然、庁舎の建設用地に組み入れることはできないわけであります。こういう経過から考えますと、まさにこの条例は瑕疵のある条例だと、間違いのある条例だと。なぜなら、購入した湯ケ田の46番地の1ほかのところは中学校用地を使わずに建てると、こういうことであれば、そういうことを了承している、それ以外のところでは建てないんだ、こういう枠組みであれば、この条例の意味合いは正当なものだと、こういうことになるかと思いますが、稲生沢中学校用地まで含めて建設計画を企画するんだと、考えるんだということになれば、この条例はまさにそごのある条例、条例としていをなしていない。それを延期することなどかなわない条例だと。実際に稲生沢中学校が利用されるということになれば、河内46番地の1という地番でない地番を使わざるを得ないと、こういう内容を含んでいることを指摘してまいりました。この点がどのように議論がされて、必要な条例改正であると、このような結論を出したのかお伺いしたいと。

しかも、ここは建設地として不適な土地であるということが県の稲生沢川の氾濫告示によって明らかとなっているところであろうと思います。当局の見解でも、2.2メートルの浸水地であると、こう言っているわけですので、現在の設計図がそのまま使えないということは明らかであると思いますし、その設計図のままに進めていったら、40億円を超える費用がかかるということも言えるのではないかと思います。こういう状況から考えますと、この条例は必要な改正どころか、改正する必要がない、失効させるべき内容を含んでいる、こういう結論がおのずと導かれてこようかと思うわけであります。

そして、この条例をこのとおり多数決で決めたにしましても、実際、移る段階になれば、また訂正をせざるを得なくなるということは明らかだと思いますが、その点をどのように議論をされて、このような結論を出されたのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。2時15分まで休憩します。

午後 2時 1分休憩

午後 2時15分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

委員長の答弁をお願いします。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

総務文教委員長（中村 敦君） 下田市過疎地域持続的発展計画についての質問に対してです。まず、発展か脱却かという部分については議論がございました。現在、当局の説明によれば、1,700幾つの全国の市町村に対して820の、半分近いような団体が過疎地域と指定されております。その中では、開き直った言い方をすれば、恥ずべきことではなくなっていると。しかし、当然において脱却している団体も既に45、卒業しております、この過疎地域指定から。当然に下田市もこの発展を通じて脱却を目指すものであるという、そういう計画であると議論されました。

また、過疎脱却のための計画は具体的にはどこかという部分になりますが、それは、それについて具体的な議論はありませんでしたが、当委員会としては全体が、この計画全てがそのための計画であると認識しているところです。

そして、再生エネルギーの推進、この部分についてですけれども、やはりどのようにこの計画の中では考えるのかという議論はありましたが、当然に、例えば脱炭素社会においては、日本ならず世界で推進していくものですけれども、そこには当然に地域性というものがあるであろうと。下田市というのは観光立市であり、その自然景観、観光施設、そういったものを大事にしなければいけない地域であって、やみくもに再生エネルギーを推進すればいいというふうに言い切れない地域であると。つまり、そこは地域や産業とよくよく協議の上、検討を重ねていく必要があると、そういう議論がございました。

それから、位置条例についてです。これについては非常に重要なことですので、ここで、ちょうどいいので、当委員会としてのいろいろ議論がございましたが、総論として1つまとめてみましたので、ちょっと発表したいと思います。

緊急防災・減災事業債の適用期間が令和7年度まで延期されたことに伴い、令和7年度中の新庁舎建設事業の完成を目指すもので、極めて適切な措置であると。

2つ目として、土地利用において令和元年度に購入した稲生沢中学校北側用地1,500坪と、現稲生沢中学校用地4,000坪、合わせて5,500坪を有効活用できることになると。建物の利用について、稲生沢中学校の校舎、技術棟及び体育館の耐力度調査の中間報告によれば、これらも活用できる可能性がある。つまりは、これら既存施設の活用範囲を拡大することと、そして新設部分を縮小化することにより、事業費を大幅に削減することが図られると思われ、推奨すべきであると。

3つ目として、現庁舎は本館に至っては築64年を経過し、耐震性能が極めて劣っているこ

とから、大地震においては大きな被害も想定される。現庁舎で働いている職員、そして来庁される市民の安全を図ることは当然に急務である。今後、国や県との連携の下、コロナ対策には万全を期していくことはもちろん、同時に新庁舎の整備をより速やかに並行して実行していくことが極めて肝要である。

そして全体スケジュールについては、基本計画の策定として令和3年度から4年度、実施設計として令和4年から令和5年、建設工事として令和6年から7年、そして新庁舎開庁、令和8年度と当局より提示されておりますが、より早くこの事業を推進することが重要であるので、基本設計の策定作業には早期に着手すべきであると。

そして、さらに同時に現庁舎跡地の利活用と駅前のにぎわい対策の方針も同時に早期に樹立し、市街地の活性化に努めるべきであると。以上が当委員会として、この位置条例の改正に当たっての総論としてまとめたものであります。

その上で、沢登議員の質問に答えさせていただきますが、まず、稲生沢中用地を計画に含むか含まないか、あるいは地番についての部分ですけれども、現在、条例には河内46の1と明記されておりますが、そこは代表地番として明記され、今後の基本計画においても、これは変わることはございませんし、あくまで代表ですので、隣接する稲生沢中学校用地を使うことについて障害はないと認識します。

そして、基本計画が令和3年から4年にまたがっていますので、令和4年の時点では稲生沢中学校は既に旧稲生沢中学校敷地ということになりますので、その基本計画について障害はないものと思われまます。

そして、2.2メートルの浸水域とされたことについては、当委員会として当然にいざ浸水しても防災拠点としての機能を十二分に発揮できるようなものであるべきであるということは強く要望したものです。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 御丁寧な御説明、ありがとうございます。

過疎対策のこの再生可能エネルギーにつきましては、大沢の産廃場の上にこの太陽光が設置されると、計画があると、こういう状態の中では、このきっちり自然保護と対応したものが必要だというのは御指摘のとおりかと思っておりますが、やはりこの過疎の中で大きく市がそういう公害をもたらさないような事業体として推進をしていくということは、私はこの今の時代で大変大きな課題ではないかと、特にこの民間の大開発が進んでいるので、公害をもたら

しているから、それを抑制すべきだということではなくて、自分の土地や自分のここにある太陽や風は地元の人たちが自分たちのために使うと、そういう体制を市が先頭に立ってつくるような仕組みを進めていくということは、僕は大変大切だと思うんですが、そこが現状の中から議論としては否定的な印象であったのかなというようなことを感じまして、ちょっとその点は残念なような気がしましたけども、さらに具体的な議論があったなら御紹介をいただきたいと思います。

なお、この市役所の位置に関する条例につきましては、当局の回答は、代表地番を申し上げてるんだから、それでいいんですよと、こんな答弁であったかと思いますが、片一方は1,500坪、片一方は4,000坪で、どっちかといえば中学校の跡地を使おうかと、稲生沢中学のですね。こういう状況の中で、さらに5年間延長すればいいんだと、こういう議論というのは、駄目にする議論じゃないかと思うわけです。既に2.2メートルの浸水地域であるという、こういう状況からいきますと、この購入した河内も1つの予定地であることには市長もそう言ってますし、違いないでしょうとは思いますが、必ずしもそこに建てるというような、手を縛るのではなくて、もう自由に再度、5年間あるなら5年間できっちり決め直すということさえという観点が必要ではないかと思うわけです、状況が。前にやったことに執着して、また同じ間違いを犯すというようなことをしては、私はいけないと思うわけです。5年たてば、下田の人口がどうなっていくのかと、このまちがどうなっていくのかということを想定すれば、5年先のことまで決定して、結局9年ですよ、ここに関わるの。そこに9年も関わるなんて、そんなばかげた決定をすべきではないと。稲生沢中学校も1つの候補地でしようし、そうでない場所も出てくる可能性だって、それはあるわけですから、そういうものを全部否決して、ここに建てるんだと。しかも建てるんだというところは2.2メートルの洪水浸水地域になるということは明らかで、計画を立てたときには、ここはハザードマップを重ねても何らの災害のないところだと、胸を張ってここに建てることができると、この条件が全く崩れてしまったんですから、それをまた踏襲して、5年間も、あるいは4年間も先延ばしするというようなことは、私はどう理屈をつけようと、やめるべきではないかと、こういう具合に思うわけですが、そういう議論は全くなかったのかと、皆さんがまとめたこういう意見でしかなかったのかと、そのことを再度お尋ねをしたいし、委員長自身もどうだったのか含めて、再度、この繕うためのまとめではなくて、前に向かっていくのに、本当にどうしていったらいいのかと、こういう観点からの論理の組立てをすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 総務文教委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

総務文教委員長（中村 敦君） まず、再生エネルギーについてですけれども、ただ、先ほど言った以上の議論はございませんでした。ただ、下田市においては、過去、洋上風力においても反対の立場を明確にしているという部分もございますので、そういう部分と併せて、やはり観光立市ということを第一に念頭に置きながら、いかに再生エネルギーと付き合っていくのかということの議論が重要かと思います。

そして、新庁舎についてですが、もちろんその浸水域であるという議論はございました。しかし、計画後にこの発表されたハザードマップに赤く塗られても、なお市民は、安く、早く、安全にということについて、やはり稲生沢は駄目だという意見があったかといえば、市民の総論としてはそうではない。何しろ早くだと、安くだと、そして当然に安全にと。やはり当委員会としては、その市民の声を受け、市当局には、安く、早く、安全にということを強く要望したものです。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。御苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第43号 下田市過疎地域持続的発展計画についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

11番 進士為雄君。

〔11番 進士為雄君登壇〕

11番（進士為雄君） 議第43号 下田市過疎地域持続的発展計画について、反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、目標値の設定に問題があると思っております。目標値の中で、アが人口に関するもの、イが財政力、ウ、その他の目標という形で3つ設定されてるわけですが、例えばこれが達成されれば課題が解決されるか、されないかと考えてみますと、観光交流客が274万から290万になって何が解決されるのでしょうか。たかだか16万人で何も変わらないと私は

思うわけです。

また、昭和50年から、3万1,700人から右肩下がりである現在2万人を切ってる状態の中で、出生率を令和元年76人から令和7年100人という表示があります。いわゆる出生率からすると2以上になるような数字目標だと思えますけれども、さきの、まち・ひと・しごとの中では1.8とか、記憶で申し訳ないですが、間違いなく2以上の数字にはなっていないと。2なんていうのは夢また夢の話であって、信用できないというか、どちらかという、この計画の目標値が信用できなく、逆に言えば誤解を招くのではないかと。新聞の報道にもこれが大きな字で載ってましたけれども、何だ、下田市は増えていくのかと。今まで昭和50年からずっと右肩下がりであったものが、果たしてこの中の施策でそういうふうになるとは到底思えないです。このような計画だけで、逆に言えば、この計画の信憑性というか、内容がちょっと信じられないと。

細かく見ていけば、まだいっぱいありますけれども、そのことだけを考えても、私はこの計画はもう一度、作り直すぐらいのものではないかというふうに思います。

最後に、ちょっと私の意見を言わせていただければ、目標値というのは、希望的観測の要するに結果の目標値というよりも、課題を克服するためにどのように取り組むか、そういう事柄を目標にするべきだろうと。結果はどういう形でついてくるかはいろいろあるかと思えますけれども、まち・ひと・しごとこの間改正しまして、総合計画も改正して、その中身から、そのときに賛成した中で言う話ではないかも分かりませんが、やはりこのコロナを受けて、この観光80%という観光一辺倒のこのまちが、果たして持続できるのかということを考えていきますと、やはり、これはまたいずれ一般質問か何かでしたいとは思いますが、総合計画もまち・ひと・しごとの戦略も、もう一度、立ち止まって考えるぐらいのことをやらないと、実は持続可能な要するに計画にはならないだろうと。それはイコール、過疎計画においても、そこと整合性を取ってつくってきたとは思いますが、そういう面からすれば、この何ですか、出生率が2以上に上がるなどということと、いわゆる観光客が十何万人で解決できる問題ではない。そういう面から、この計画については反対ということで意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第43号 下田市過疎地域持続的発展計画については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定しました。

次に、議第44号 下田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第44号 下田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第45号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第45号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、これはまさに必要のない瑕疵のある条例であると言えると思うわけであります。なぜなら、市当局は、稲生沢中学校が学校としての任務を終わった後、廃校になった後、そこを含めて検討したいと、こう言っているわけであります。面積的には中学校のほうが4,000坪だと委員長は明確に答弁されて、そして河内の46の1は1,500坪でしかない、こういう状況の中で、河内の46の1を市役所の位置に決定することの意味と

いうのは全くないし、間違いであります。

しかも、早く、安く、安全に庁舎建設は取り組む必要があるんだと。平成24年から取り組んで来て、何を今さら早く、安く、安全だと、これが市民の思いではないかと思うわけであり。コロナの状況の中で、多くの市民の皆さんは、庁舎よりコロナ対策を早急にしてほしいと、下田市や議会のコロナ対策は何たるざまだと、こういうことが市内で皆さん、言われているのではないのでしょうか、残念ながら。こういう状況の中では、やはり今のこの庁舎にしばらくいざるを得ない。令和8年度からというような経過から考えても、この庁舎にしばらく5年ほどはいなければならない、こういうことになれば、この庁舎にいて、市民や職員の安全が図れるように、そして津波や地震が来たら市民とともに高台に逃げるような具体的な措置を取ると、このことが今求められていることであって、役所の位置に関する条例を改正しようなんていうことが議題にしていけないような状況でないことは、私は明らかではないかと思うわけであり。以上です。

したがって、改正する条例のないものを提案してきて、しかも、その内容は瑕疵ある内容だと、まさに議論の対象にならない条例改正ではないかと思しますので、反対でございます。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

3番（鈴木 孝君） 議第45号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

下田市新庁舎建設において求められることは、できるだけ費用を抑え、できるだけ早く防災対策を考慮したものを造ることと考えられます。したがって、緊防債が活用できるよう、期限を延長し、稲生沢中学校を活用することで庁舎の新築面積を減らし、予想される水害に対して安全な設計をし、建設を進めることが必要だと考えられます。

よって、議第45号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について賛成をいたします。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

4番（渡邊照志君） 私も賛成の意見として、ここでちょっと話をしたいと思います。

実際のところ、先ほど言ったみたいに、ここの庁舎、西館、別館、2年ぐらい前に私もちょっと一般質問でやったんですが、もうここの庁舎は危険でしようがないと。もう市役所の195人ぐらいですかね、ここにいる方々に対して、もう来たら死んでくれというような状態じゃないかと思っております。それに関して、私のほうも早く早く、もう造ってほしいと。それと先ほど委員長からも言いましたが、それに関しては総務文教委員会としてみれば、1年でも早く実行するようにしてくれと当局に訴えました。来庁者の方々がここに来たときも危ないしという形で、早くやってもらうような格好で何回も言って、最終的に委員長が先ほど言いました形のもので皆さんが納得できるものと私は信じております。

よって、この条例に関しては賛成の意見といたします。よろしくをお願いします。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

12番（大川敏雄君） 私は、議第45号、賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思っております。

実は総務文教委員会には、当局からカラー刷りのすばらしい要旨が配付されました。これの今回の改定要旨は、平成29年12月、この位置条例を制定したんですが、令和3年12月までに、このときの下田市河内46番地の1に下田市役所を開設すると、開庁すると、これができなくて、そして今回の条例は、令和8年12月までに下田市河内の46番の1に下田市役所を開庁するという変更の要旨でございます。

そこで、いろんな角度から私はちょっと賛成意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず第一に、新庁舎の建設候補地選定に当たった基本方針はどうであったかということをやっぱり振り返るべきだと思います。当然この2011年の平成23年の3月11日の東日本大震災以前は、もう場所的に言ったら現庁舎がいいということで進めてまいりました。そこで、このときのいわゆる震災を踏まえて2つの、2点についての基本原則を確認したわけです。これは前の議会ですね。津波浸水想定区域外に建設しようと、これが1点です。そうしますと、従前のこの現庁舎は当時、津波の浸水深が県の第4次地震被害想定だと6.74メートルあると、こういうことで残念ながら石井さんも、あるいは楠山さんも、この場所を検討したんですが、残念ながら執行できなかったと。

2つ目には、ともかく下田市は財政事情が悪いので、何といたっても緊急防災・減災事業債

が適用されなきゃいかんと、そういうような視点から、現庁舎はこの事業債が適用できないというのが当時の確認でした。

そういう2つの視点から、原則から、実は3人、4人になりますか、歴代の市長はいろいろ基本計画なり、あるいは場所を決めるのに相当苦労して今日まで来たわけです。

一方、じゃあ我々下田市議会における新庁舎建設に向けての重要な議決をやっているわけです。その経過をやっぱり整理しなきゃならんと思います。

まず第1点目は、下田市役所位置条例の改正は御承知のとおり、我々は平成29年12月の定例会で、この案件を検討したわけですが、最終的にはこのときに起立採決で、議長も特別議決ですから入りまして、13人の議員のうち賛成が11名、反対が2人と、沢登さんもこの1人ですが、そういうようなことで条例を可決しております。

次に、予算関係ですが、平成30年度の一般会計、このときには当初予算で基本設計と実施設計の予算を3月の議会で検討しました。このときに起立採決でございますが、賛成が8人、反対が1名、欠席が3名いました。ちょっと議員の中で体の調子が悪くて入院してた方もおりまして、そういうようなことで30年の予算を議決しております。

加えて、平成30年の同じ年のいわゆる補正予算、例の議場を1階にするか、3階にするかというようないろいろな議論、特別委員会経て、この30年の11月の臨時議会で、これも起立採決しまして、賛成10人、反対1名、欠席が1名と、こういう形で議決をしました。

次に、平成31年度の下田市一般会計予算、本体の建設事業25億7,000万円、この3月議会に予算が提案されたわけですが、このときの議決は、賛成10人、反対1名、欠員1名で、結果はそういうことであつたわけです。

しかし、この31年度の予算で、翌年の1月に入札をしました。御承知のとおり、予算額と見積額が4億6,000万円という膨大な差額が発生しまして、この予算は執行できませんでした。

そして5点目には、令和2年度の当初予算、29億2,000万円、予算を計上され、このときの賛成8名、反対4名と、このときには今のメンバーで審議をいたしました。中村さんや進士濱美さん、進士為雄さん、沢登さん、4名が反対をされた。この反対の理由も、いわゆるいろいろ様々あるわけです。位置はいいけれども、この金額は反対だと、こういういろいろありましたけれども、ともかく下田市の議会はそれぞれ重要案件について審議をしたわけですが、あくまでもこの審議は、いわゆる平成29年12月に改正された位置条例を前提にして予算審議をしたわけです。そういう意味では、私の解釈としては、いわゆる前回の構成の議会、

あるいは今の構成の議会においても位置条例というのを基本的には賛成した立場で審議をしてきたと、こう理解をしてるわけです。

次に、今度、昨年の7月に、これ、松木市長が就任していただいたわけですが、ごく最近の話言えば、やっぱり一番大事なのは、令和3年度のこの松木市長の施政方針の表明、もう一度、あの施政方針を読み返してみますと、既定の計画地を基本に、移転後の学校敷地など既存の資産を生かしつつ、安全なおかつ経済的な整備を検討し、早期に建設に努めていくというのが、本年度の松木市長の施政方針です。そういうようなことで、令和3年度のこの予算の提案の経過、あるいは審議の経過を見ますと、大事なのはともかく稲生沢中学校の耐力度調査の委託費に500万円、いわゆる6月補正に提案をしました。そしてその結果、中間報告ではあるにせよ、この稲生沢中学校の校舎や体育館、技術棟は耐力度調査の結果、庁舎にもその施設活用ができると、こういう判定がされていたので、市長の施政方針とこの流れからして、異論はないんじゃないかと、こう判断をするわけです。

それに加えて新庁舎建設に対して、決断すべき具体的な方針としては、まず第一に施工期日を延期することの妥当性です。公布の日から4年を超えない5年延ばし、9年を超えない範囲とする条例改正は、緊急防災・減災事業債の適用期間が令和7年度まで延期されたことに伴い、新庁舎建設事業の完成を目指したものであって、私は今回の条例改正は本当に適切なものであると、こう理解してるんです。

2つ目には、平成29年12月に改正した現条例で、下田市役所の位置を下田市河内46番の1を現行どおりとした、今回の場合ね、したことについての妥当性について述べます。それは3点あると思います。

まず第1点目は、先ほど申し上げましたように、23年の3月11日の東日本大震災以降のいわゆる位置の候補地の原則、2つ原則を述べましたが、これに合致してるということ。2つ目には、先ほど市議会の重要な議決についての経過を述べましたが、これはあくまでも位置条例を前提にして、肯定をして、審議し、可決したものであります。3点目には、令和3年度の施政方針と今回のいわゆる改正と対比した場合に整合性があるんだと、こういうことからすれば、妥当性があるんじゃないかと、こう思うわけです。

最後に、事業内容で最も大切な課題に対する見解であります。これは昨年の11月に全協で当局が出した3原則でございますが、ともかく庁舎については既存施設の利活用を含めて安いものにしよう、安価を重視しよう。そういう視点から見ますと、先ほど委員長も述べられましたけれども、土地利用の面については、従前の1,500坪、買ったところの1,500坪と

稲生沢中学校の4,000坪、つまり5,500坪の広い土地を有効に活用できること。建物利用については、稲生沢中学校の校舎や技術棟、体育館の耐力度調査のこの中間報告によれば、これが施設が活用できると、そういう視点から見ますと、安価という視点から見ますと、稲生沢中学校の施設の活用範囲の拡大と新設部分の縮小化を図ることによって、私自身は事業費の大幅な削減を図ることが可能と信じるわけであります。

次に、浸水対策を含む安全対策でございますが、先ほども申し上げましたけれども、校舎1階のみならず、2階、3階が利用できるということ、活用できるということ。そして、今度は新築部分、1,500坪のほうの、それを極力極少化すれば、げたを履かせるという、従前よりはそんなに大きな金額がかからないで、いわゆる洪水対策が図れるのではなからうかと、こういうことで安全も十分確保できるんじゃないかと、こういうことです。

それから最後に、早期整備をしようというのがあれですが、現庁舎の現状は、もう本館のこの庁舎は築64年です、昭和32年建設と。それから庁舎の西館は今、43年たってます、昭和53年に建設しました。別館は築50年と、46年にたつてると。そういう意味では、耐震性が非常に劣っていると、倒壊する危険性があると、大きな被害を受けることが想定されるということは、これはいわゆる従前の福井さんにしても、あるいは楠山さんにしても、石井さんにしても、同じことを市民と語る会では言っておりますし、私もそう思うわけであります。

そういう意味では、本年のこの予算で、現庁舎の安全の調査を専門業者に委託しておりますが、安全であるという結論が私は少なくとも現庁舎については出るはずがないと、こう思うのであります。したがって、少なくとも冒頭、この庁舎のなぜ早期建設に力点を置いて、方針を決めて、それで10年間も建設できなかったと、これは本当に残念でなりません。なりませんけれども、今からでも一歩でも早く建設することが、いわゆる職員の安全、それで市民が利用した場合の安全、これを確保しなきゃならんと。確かに今後、コロナ対策でいろいろとお金もかかろうし、大変なことと思いますが、同時に同じレベルで新庁舎のこの整備を促進すると、こういういわゆる松木市長のリーダーシップが、今、市民が期待してるところだと思います。

そういう意味では、今回の条例改正については大賛成であります。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第45号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第8号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第8号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第47号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第47号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第48号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第48号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第49号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第50号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第50号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第51号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第52号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。
まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。
まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

議長（滝内久生君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって令和3年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

なお、一部事務組合報告会をこの後、3時20分から議場で開催いたしますので、御参集のほど、よろしく願います。

お疲れさまでした。

午後 3時 8分閉会